

## 群馬県多面的機能支払推進交付金交付要綱

### (趣旨)

第1 知事は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金実施要綱」という。）及び、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号生産局長通知及び27農振第2219号農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村又は実施要綱別紙4の第1に定める推進組織（以下「補助事業者」という。）に多面的機能支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律78号。以下「法」という。）、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令」（平成26年政令第347号）、日本型直接支払推進交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2222号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付要綱」という。）、及び群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象経費及び交付率)

第2 交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるところによる。

### (交付申請)

第3 規則第4条の規定による、交付金の交付を申請しようとする補助事業者は、交付金交付申請書（別記様式第1号）正副2通（推進組織は1通）を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 交付決定前に推進事業に着手しようとする補助事業者は、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第2号）正副2通（推進組織は1通）を提出するものとする。

### (変更承認申請)

第4 規則第5条の規定による交付金の交付決定を受けた補助事業者は、規則第9条第1項の規定により、承認を得ようとするときは、変更承認申請書（別記様式第3号）正副2通（推進組織は1通）を提出しなければならない。

2 規則第9条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

### (執行状況報告)

第5 交付決定を受けた補助事業者は、交付金の交付のあった年度の12月31日現在において執行状況報告書（別記様式第4号）を作成し、当該年度の1月20日までに正副2通（推進組織は1通）を提出しなければならない。

ただし、第7に定める概算払請求書をもって代えることができる。

2 交付決定を受けた補助事業者は、規則第9条第2項の規定により報告するときは、執行状況報告書（別記様式第4号）にその理由を付して提出しなければならない。

### (実績報告)

第6 交付決定を受けた補助事業者は、規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、実績報告書（別記様式第5号）正副2通（推進組織は1通）を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出時期は、規則第11条の規定にかかわらず知事が別に定める日までとする。

3 第3第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第3第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により速やかに県に報告するとともに、県の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により県に報告しなければならない。

#### （概算払）

第7 規則第7条第2項の規定により、市町村は執行した額、推進組織は執行に必要な額を概算払請求できるものとする。

2 前項の概算払請求書の様式は別記様式第7号とし、正副2通（推進組織は1通）を知事に提出しなければならない。

#### （附則）

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度補助金から適用する。

#### （附則）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

事 業	経 費 の 内 容	交 付 率 等	軽微な変更	
			経費の配分の 変更	事業内容の変 更
			次に掲げる変 更以外の変更	次に掲げる変 更以外の変更
1 多面的機能 支払推進交付金	<p>(1) 推進交付金実 施要綱別紙1の第2 の規定に基づいて市 町村が行う推進事業 に要する経費の全部 又は一部</p> <p>(2) 推進交付金実 施要綱別紙1の第3 の規定に基づいて推 進組織が行う推進事 業に要する経費の全 部又は一部</p>	定 額		補助事業者の 変更

別記様式第1号（第3関係）（その1）市町村に適用

番 号  
年 月 日

農業事務所長 様

市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払推進交付金交付申請書

このことについて、下記のとおり事業を実施したいので、群馬県多面的機能支払推進交付金交付要綱第3の規定により交付金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容 別添事業実施計画書のとおり
- 3 事業完了予定（又は事業完了） 年 月 日

4 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減額		備考
			増	減	
国費					
県費					
市町村費					
合計					

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減額		備考
			増	減	
旅費					
諸謝金					
委託費					
事務費					
交付金					
合計					

予算議決日（又は予算議決予定） 年 月 日

注： 添付書類として、実施要綱に基づき群馬県知事に提出した事業実施計画書を添付すること。

別記様式第1号（第3関係）（その2）推進組織に適用

番 号  
年 月 日

群馬県知事様

[推進組織]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払推進交付金交付申請書

このことについて、下記のとおり事業を実施したいので、群馬県多面的機能支払推進交付金交付要綱第3の規定により交付金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容 別添実施計画書のとおり
- 3 事業完了予定（又は事業完了） 年 月 日

- 4 収支予算（又は精算）
  - (1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
国費					
県費					
市町村費					
合計					

- (2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
旅費					
諸謝金					
委託費					
事務費					
交付金					
合計					

注： 添付書類として、実施要綱に基づき群馬県知事に提出した事業実施計画書を添付すること。

別記様式第2号（第3の3関係）

番 号  
年 月 日

群馬県知事様  
(又は農業事務所長)

[推進組織]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印  
又は  
市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払推進交付金交付決定前着手届

群馬県多面的機能支払推進交付金交付要綱第3の3の規定に基づき、推進事業実施計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

区 分	事 業 費 (円)	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由
推進交付金				

別記様式第3号（第4関係）

番 号  
年 月 日

群馬県知事様  
(又は農業事務所長)

[推進組織]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印  
又は  
市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払推進交付金変更承認申請書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった事業の実施について、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、群馬県多面的機能支払推進交付金交付要綱第4の規定により申請します。

記

注1 記の記載内容については、別記様式第1号の記に準ずる。

この場合において、添付する事業実施計画については、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 交付金の額が増額（減額）する場合には、本文中の「下記のとおり計画を変更したいので、群馬県多面的機能支払交付金交付要綱第4の規定により申請します。」を「下記のとおり計画を変更し金 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、群馬県多面的機能支払交付金交付要綱第4の規定により申請します。」とする。

別記様式第4号（第5関係）

番 号  
年 月 日

群馬県知事様  
(又は農業事務所長)

[推進組織]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印  
又は  
市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払推進交付金執行状況報告書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった事業について群馬県多面的機能支払推進交付金交付要綱第5の規定により執行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	計 画 A (円)	出 来 高 B (円)	進 捗 度 B/A (%)	備 考
推進交付金				

出来高欄には交付金の支払い金額を記載すること

注1：規則第9条第2項の規定に基づき報告するときは、その理由を付すこと。



別記様式第5号（第6関係）

番 号  
年 月 日

群馬県知事様  
（又は農業事務所長）

[推進組織]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印  
又は  
市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払推進交付金実績報告書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、群馬県多面的機能支払推進交付金交付要綱第6の規定に基づきその実績を報告します。  
（なお、精算額として、交付金未受領額 円の交付を請求します。）

記

記載事項は、別記様式第1号の記に準じる。ただし、4収支予算（精算）の予算議決日は削除する。  
（財産を取得した場合は、財産管理台帳（別紙）を添付すること。）

注1： 添付する事業実施計画書については、交付金の交付決定に係る内容及び経費の配分（変更された場合は変更後の内容等）並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

(別紙)

財産管理台帳

事業主体名		事業実施年度				年度		～		年度		備考		
事業の内容				工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		備考	
名称	構造・規格	設置場所	数量	着工年月日	竣工年月日	取得金額 (単位:円)	経費内訳(単位:円)			耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
							国費分	県費分	その他					
	計													

注1：この台帳は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号までの財産及び国交付要綱第18（取得金額が50万円以上）の財産について記載すること。

なお、処分制限期間は、農林畜水産業補助金等交付規則（昭和31年4月20日付け農林省令第18号通知）第5条の別表により記載すること。

注2：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注3：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

注4：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。

注5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。

群馬県知事 様  
(又は農業事務所長)

[推進組織]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印  
又は  
市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払推進交付金消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった事業の交付金について、群馬県多面的機能支払推進交付金交付要綱第6の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	交付金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2	交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額	金	円
4	交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接交付金事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接交付金事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

群馬県知事様  
(又は農業事務所長)

[推進組織]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印  
又は  
市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払推進交付金概算払請求書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった事業の交付金について、群馬県多面的機能支払推進交付金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払いによって交付されたく請求します。

記

1 理 由

2 明 細

区 分	交付金 交付決定額 ① (円)	既受領額 ② (円)	今回請求額 ③		残 額 ①-②-③ (円)
			金額 (円)	〇月〇日ま での出来高 (%)	
推進交付金					